



避難時にすぐに取り出せる非常用持出品の準備



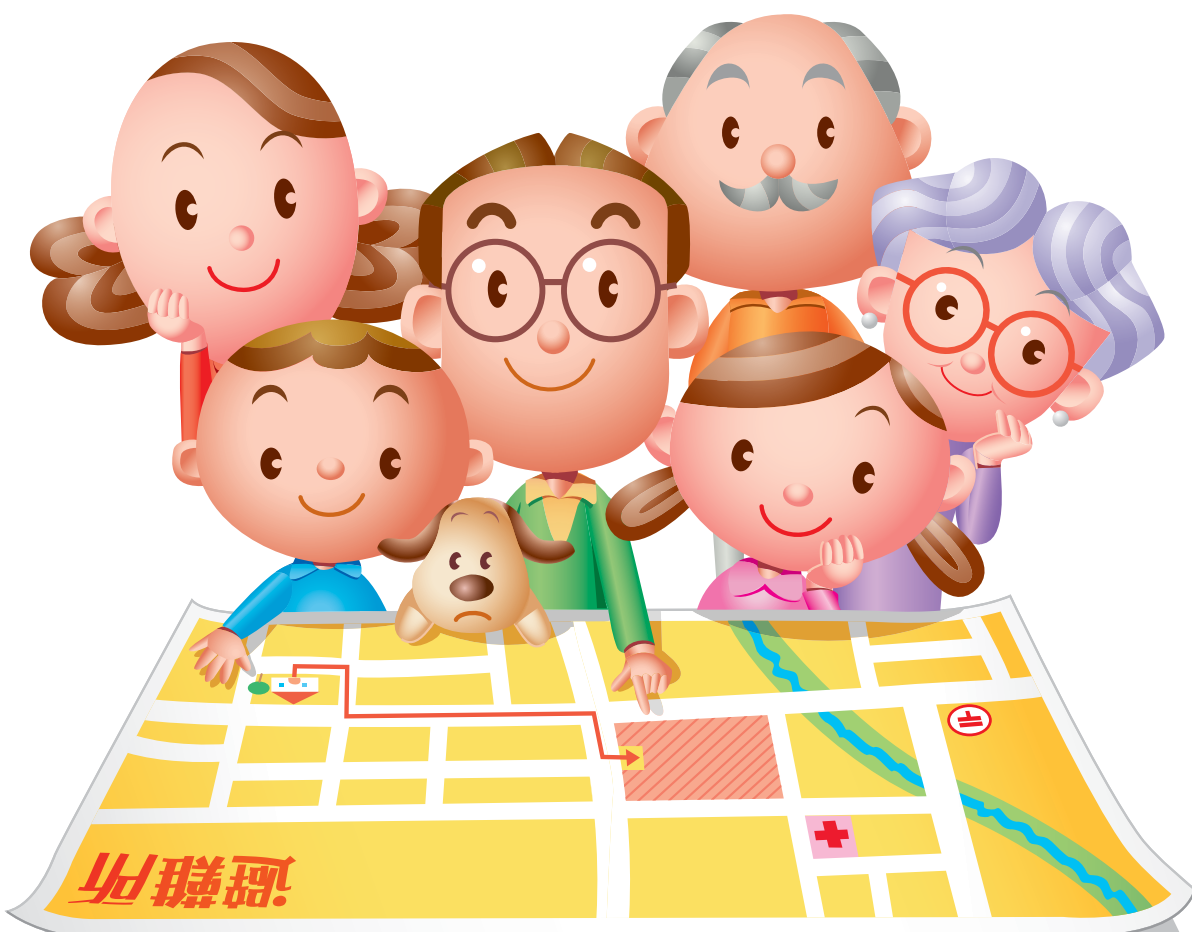
自主防災活動のために

まちを知る 人を知る 災害を知る 災害に強い地域づくり

復旧までの数日間(3日分)を自足できる非常用備蓄品



自分にあったものを...



山梨県総務部消防防災課 甲府市丸の内1丁目6番1号
電話 055-223-1432 FAX 055-223-1439
URL <http://www.pref.yamanashi.jp/>
発行 平成18年11月

山梨県

YAMANASHI



災害に強い 地域づくりのために

CONTENTS

- ・ 自主防災組織の活動 …………… 3
- ・ 避難勧告等の情報について ……… 5
- ・ 避難所運営について …………… 6
- ・ 災害時要援護者対策について …… 9
- ・ DIGにチャレンジ!! …………… 11
- ・ 平常時の普及啓発活動について 13



「まさか・・・」と言わないために

「まさか、私が、(わたしのまちが) こんな目に・・・」

テレビなどで伝えられる大規模災害の様子を見ていると、こういう声がよく聞かれます。

全国各地で頻発している地震や集中豪雨。大きな災害にあったとき、真っ先に力を貸してくれるのは、ご近所の方々です。私は、私たちは、私たちの地域は「まさか・・・」と言わないために、何をしておけばよいのでしょうか？

まず、「防災」をキーワードに地域の助け合いのネットワークを広げ、災害に強い地域づくりを進めることが大切です。近所にどのような人が住んでいるか、家族構成がどうなっているか、そうしたことを地域の住民どうしが知りあっているだけでも、その地域は災害に強いはずです。



イメージしよう!!

私たちの体と同じように、その地域の力にも「基礎体力の向上」が必要です。いざというときの被害を軽減するために、自主防災活動を進めます。

そこで、自主防災活動を進めるために、

まちを知る

人を知る

災害を知る



ことがポイントです。そして、その災害が起きたときに、その「まち」で、その「人(たち)」を共に守るために、何をしなければならないか、何が必要になるか、どのようなネットワークが必要か、そのようなことをイメージして、具体化することが、地域としての「力の向上」なのです。

これが、「まさか・・・」と言わないための「備え」になるのです。

自主防災組織の活動

自主防災組織とは

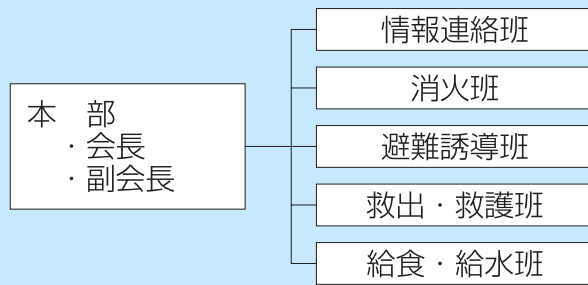
災害が起きたとき個人の力ではできることは限られます。たとえば、大きな地震が発生したときに、まず火災が起きたら消火します。災害や避難に関する情報を地域に住む人に伝え、安全に避難誘導し、安否確認を行います。安否の確認がとれない場合には、確認、救出を行います。避難所において心身ともに安定した生活が送れるように配慮します。—このように、災害の初期には多くの仕事を一度に進めなくてはならないため、地域のみなさんで役割を分担させることが有効です。また、迅速に進めるためには、「顔の見える地域でのつながり」が欠かせません。

より効率よく、様々な活動をするためには事前の準備（＝体制づくり）が必要です。

山梨県の自主防災組織の現状

県内の自主防災組織の状況は全国的に高い水準となっていますが、その活動については形骸化している面も否めません。自主防災組織の活動を活発にしていくには、そこに住む人の防災意識の向上とともに、幅広い世代がともに参加し活動できるしくみづくりが重要です。

自主防災組織の体制(例)



～参考～

災害が起きたときに、地域の住民どうしが、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき結成する組織が、自主防災組織です。

「災害対策基本法」という法律の第5条には、「市町村長は、・・・住民の隣保共同の精神に基づき自発的な防災組織の充実を図り・・・」とあり、自発的な防災組織と記されています。



活動内容

日頃（平常時）と緊急時（災害発生時）のときに分けてどんなことをするのか、概ね次のような役割になります。最も大切なことは、これらの班の連携がしっかりとれていることです。（班編制の仕組みもさることながら、自主防災組織として「平常時」の活動を充実することが大切です。）

	平常時	災害発生時
情報連絡班 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者、外国人も含んだ住民に対する連絡体制、手段の検討 ○防災意識の啓発、高揚に関する広報 ○情報収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報を住民に対して正確かつ迅速に伝達 ○地域内の被害情報を収集し本部へ報告 ○混乱回避、出火防止等の広報
消火班 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の実施 ○可搬式小型動力ポンプ等の機械器具、資機材の点検、整備、訓練 ○消防水利の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な初期消火 ○情報連絡班と連携しての出火防止等の広報 ○消防署、消防団等関係機関への協力
避難誘導班 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に避難路、避難場所を把握 ○避難路の安全点検、代替計画の検討 ○避難場所の代替計画の検討 ○災害時要援護者の把握、台帳の整備 ○災害用伝言ダイヤルを活用するなど安否確認方法の検討及び普及 ○避難訓練の実施 ○避難用具の点検、整備（特に災害時要援護者等の移動用） 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡班と連携しての避難の呼びかけ ○安全な経路を選定しての避難誘導 ○災害時要援護者への避難支援 ○一次避難地等での人員の安否確認 ○安否確認による救出・救護班への情報伝達
救出・救護班 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能、ノウハウを持った住民の把握 ○応急手当、衛生知識の普及 ○救命講習への参加 ○救助資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導班と連携しての速やかな救出 ○負傷者の搬送、応急手当等の救護 ○避難所・救護所での救護活動への協力
給食・給水班 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料等の個人備蓄についての普及啓発 ○炊き出し訓練の実施 ○炊き出し用資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営組織の食料・物資班として、炊き出し、緊急物資等の受入、配布

防災資機材の点検・整備



消火、救出、搬送などの防災資機材はいつでもすぐに取り出せるよう保管し、だれでも使えるようにしておきましょう。

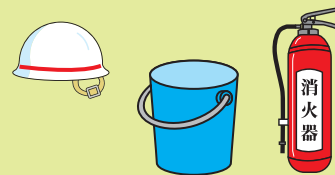
情報連絡班

ハンドマイク／携帯ラジオ／トランシーバー／掲示板



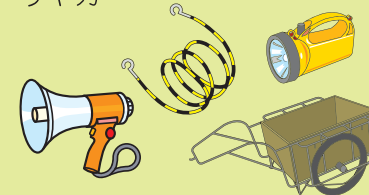
消火班

可搬式小型動力ポンプ／消火器／バケツ／ヘルメット



避難誘導班

ハンドマイク／ロープ／懐中電灯／車いす／誘導旗／リヤカー



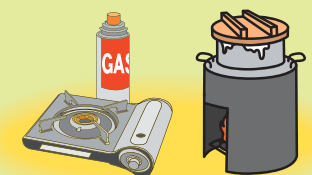
救出・救護班

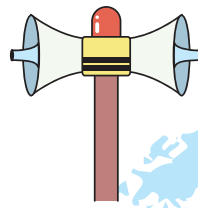
救急医療用具／担架／毛布／油圧ジャッキ／バール／ハンマー／チェーンソー／スコップ／ロープ／はしご／鉄線鋏／投光器／発電機



給食・給水班

炊飯用かまど／ガスバーナー／釜／鍋／燃料／浄水装置





避難勧告等の情報について

避難勧告等の情報体系

近年の豪雨災害では、浸水により膝よりも上まで水がきているような危険な状況の中で避難するような事態が見られ、そこで亡くなった人もいました。

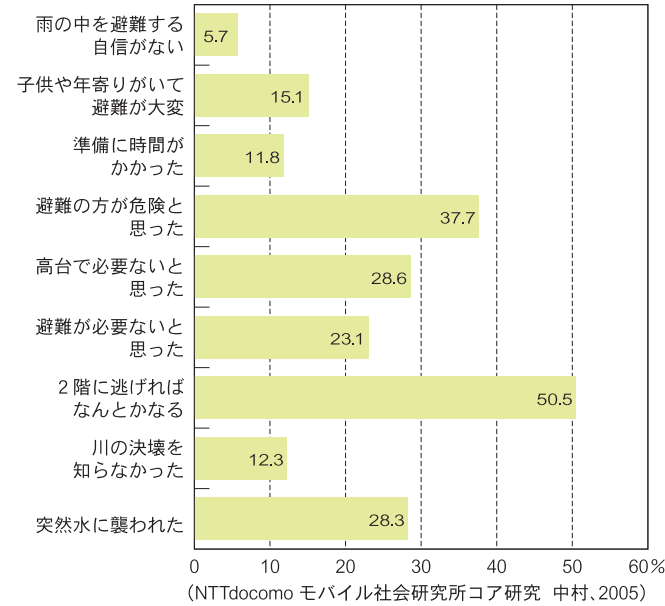
避難勧告等を聞いていながら避難しなかった人からは、「大丈夫だと思った」「避難する方が危険」「子どもや年寄りの避難が大変」などの意見がみられ、住民が自らの危険を認識できていないこと、切迫性のない状況での避難には限界があることなど「避難」に関する課題が挙げられました。

そこで、国は、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を作成し、情報の体系を整理しました。



個人として、地域として、市町村長から発令される次の情報をしっかり理解し、どのような行動を取るべきなのか考え、備えることが大切です。

避難しなかった理由(平成16年台風23号時の豊岡市民)



市町村長から発令される情報(「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」による)

情報の種類	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備(要援護者避難)情報	○要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は避難行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

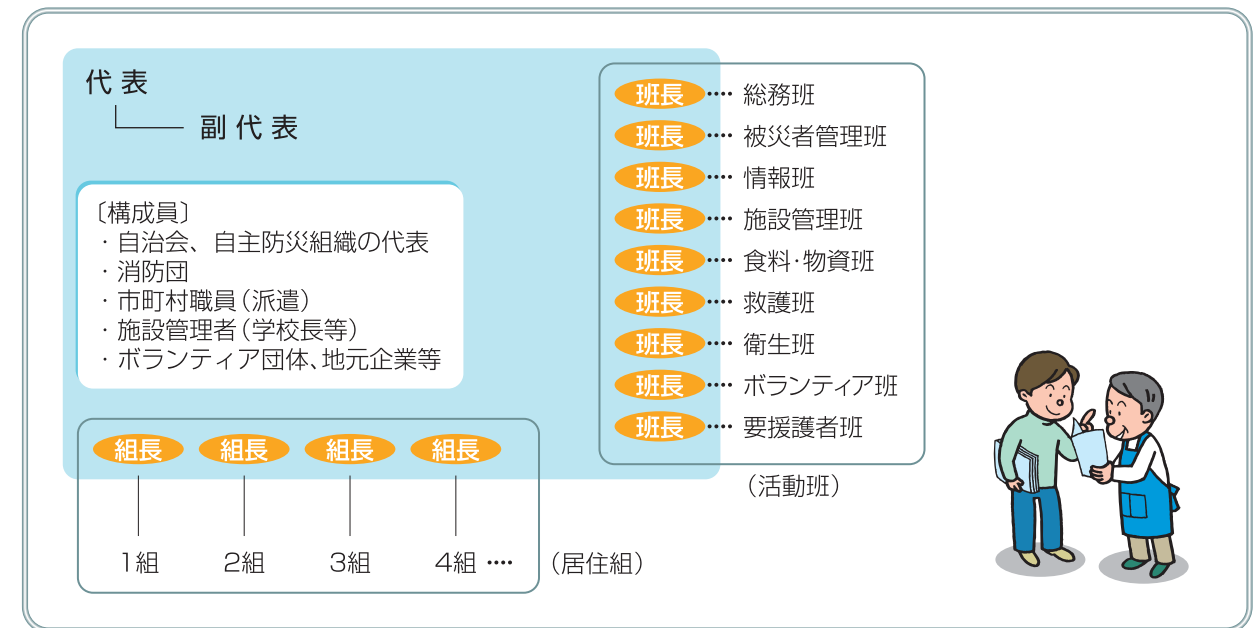
避難所運営について



避難所の運営は行政が主体的に行うことを想定していましたが、しかし、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、行政による避難所運営は難しいことが分かりました。また、このような大規模な災害では地域住民が避難所運営に関わることが円滑な運営のために必要であることも明らかとなりました。

そのため、大規模地震など災害時には、避難所が地域住民(避難者)の生活拠点として利用されるため、事前に「避難所運営組織」を設置し、自主運営体制の確立を図ることになります。

避難所運営組織の組織構成(例)



【避難所運営組織】

市町村避難所担当職員、施設管理者、自主防災組織等地域住民の代表者により構成され、平常時及び災害時において、避難所運営に関する様々な活動を行います。

災害時には、避難所の開設から各活動班の設置、避難所運営会議の開催等、自主的な避難所運営の確立を図ります。

また、平常時には円滑に避難所運営を行うために、実情に応じた避難所運営マニュアルの作成、運営訓練、生活ルールの検討、作成を行います。

【居住組】

日常、生活している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら避難所での共同生活を送るために、自治会等の組単位(または複数の組み合わせ)で避難者をいくつかに分けて組をつくり、居住組とします。

組長は、組員の意見をまとめて運営会議へ提出するなどの代表者となります。

また、組として公共部分の清掃、炊き出し等の当番制の仕事を行います。

